

座間味村農業委員会の委員選任に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、座間味村長(以下「村長」という。)が座間味村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例(昭和47年条例第39号)に基づき、座間味村農業委員会の委員(以下「農業委員」という。)の選任の手續等について、法令に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(推薦及び募集)

第2条 農業委員会等に関する法律(昭和28年法律第88号。以下「法」という。)第9条の規定に基づき、農業委員として選任する方法は、次の通りとする。

- (1) 村内の農業者等からの推薦
- (2) 農業者が組織する団体等からの推薦
- (3) 一般募集

(推薦及び募集の資格)

第3条 農業委員として推薦を受ける者及び募集に応募する者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、農業委員選任予定日において、次の各号の - いずれにも該当する者とする。

- (1) 座間味村に住所を有する者(認定農業者及び中立的な立場の者等を除く)
- (2) 座間味村の職員でない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

(推薦及び募集の周知)

第4条 農業委員の推薦及び募集に当たっては、次の手續等により、村内の農業者等の関係者への周知に努めるものとする。

- (1) 座間味村広報誌への掲載
- (2) 座間味村内掲示板への掲示
- (3) 座間味村ホームページ
- (4) その他

(推薦手續等)

第5条 農業委員の推薦に当たっては、次の手續を経るものとする。

- 2 第2条第1号に規定する農業者等からの推薦に当たっては、農業者等の代表者が文書をもって推薦するものとする。
- 3 第2条第2号に規定する団体等からの推薦に当たっては、当該団体・組織の代表者が文書をもって推薦するものとする。
- 4 推薦する盆所には、農業委員会委員候補者推薦書(様式第1号、様式第2号)に次の事項を記載するものとする。

- (1) 推薦をする者の氏名、住所、職業、年齢及び性別
 - (2) 推薦をする者が法人又は団体である場合は、その名称、目的、代表者の氏名、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項
 - (3) 推薦を受ける者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経験及び農業経営の概況
 - (4) 推薦を受ける者が認定農業者又は認定農業者に準ずる者(以下「認定農業者等」という。)に該当するか否かの別
 - (5) 推薦の理由
 - (6) 推薦をする者が、同一の者について農業委員及び農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)の両方に推薦しているか否かの別
 - (7) その他村長が必要と認める事項
- 5 推薦をする者の代表者は、前項により必要事項を記載した上で、推薦及び募集の期間中に、郵送等により村長に提出するものとする。
(募集手続等)

第6条 農業委員の募集に応募する者は、農業委員会委員応募申込書(様式第3号)に次の事項を記載するものとする。

- (1) 応募する者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の概況
 - (2) 応募する者が認定農業者等に該当するか否かの別
 - (3) 応募の理由
 - (4) 応募する者が、農業委員及び推進委員の両方に応募しているか否かの別
 - (5) その他村長が必要と認める事項
- 2 募集に応募する者は、前項により必要事項を記載した上で、推薦及び募集の期間中に、持参、郵送、ファックス、電子メール等により村長に提出するものとする。
(推薦・募集方法、推薦・募集に応じた者の公表等)

第7条 推薦・募集の期間、推薦・応募書面の提出方法等必要な事項を公表した上で、推薦・募集の期間は原則として4週間程度とし、座間味村のホームページ及び掲示板等に推薦・募集期間の中間及び期間終了後遅滞なく公表するものとする。

- 2 前項の公表事項は、推薦を受けた者及び募集に応じた者の氏名、職業、年齢等とする。
- 3 前項のほか、推薦を受けた者の数及びそのうちの認定農業者等の数、応募した者の数及びそのうちの認定農業者等の数を公表するものとする。
(候補者の評価)

第8条 第5条及び第6条の規定に基づき推薦及び募集に応じた農業委員候補者について、村長は、座間味村農業委員候補者評価委員会運営要綱に基づく座間味村農業委員候補者評価委員会(以下「委員候補者評価委員会」という。)にその評価の意見を求めるものとする。

- 2 委員候補者評価委員会は、その合議によって農業委員候補者を評価した上で、村長に意見を報告することとする。
(農業委員の選任及び任命)

第9条 村長は、委員候補者評価委員会の意見の報告を受け、農業委員候補者を決定の上、座間味村議会の同意を得た上で、農業委員を選任し、任命するものとする。

(農業委員の補充)

第10条 農業委員について、罷免、失職及び辞任により欠員が生じた場合は、この規則に定める手続に基づき、農業委員の補充に努めなければならない。

2 農業委員に農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない農業委員がいなくなった場合は、この規則に定める手続に基づき、速やかに必要な農業委員を補充しなければならない。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。